

新規則第8条第2項の表3の項区分欄中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、新規則別記第5号の2様式中「年度」とあるのは「年」と、「事業年度」とあるのは「年」とする。

熊本県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第22号

熊本県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成3年熊本県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号タ中「集合郵便受箱」の次に「、信書便差出箱」を加える。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第23号

熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県自然環境保全条例施行規則（昭和48年熊本県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号ソ中「集合郵便受箱」の次に「、信書便差出箱」を加える。

第34条中「熊本県自然環境保全審議会」を「熊本県環境審議会」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、平成15年7月1日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第24号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第18条中「収納代理金融機関又は郵便局」を「収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。）又は郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和24年法律第213号）第7条第1項に規定する委託事務を行う施設を含む。以下同じ。）」に改める。

第21条第3項中「収納代理金融機関」の次に「（日本郵政公社を除く。）」を加える。

第23条中「指定金融機関、収納代理金融機関又は収納代理郵便官署」を「指定金融機関又は収納代理金融機関」に改め、「歳入（収納代理郵便官署）」を「歳入（収納代理金融機関（日本郵政公社に限る。）」に改める。

第24条中「収納代理郵便官署」を「収納代理金融機関のうち日本郵政公社」に改める。

第77条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第78条第2号中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第84条第1項中「揭示」を「県公報登載」に改める。

第95条第1項に次の1号を加える。

（4） 災害により緊急に施行する必要がある、他の者から見積書を徴するいとまがないとき。

第96条中「及び収納代理郵便官署」を削る。

第112条中「、収納代理金融機関及び収納代理郵便官署」を「及び収納代理金融機関」に改める。

別表第4知事部局管財課の項中「主幹」を「課長補佐（課長補佐を置かない場合にあっては主幹）」に改め、同表同部局児童家庭課の項中「児童家庭課」を「家庭福祉課」に、「家庭福祉係長」を「母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に関する事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあっては主幹）」に改め、同表教育委員会事務局の項中

「

総務企画課	総務係長
高校教育課	総務係長
義務教育課	総務係長
学校人事課	総務係長
社会教育課	総務係長
人権同和教育課	経理係長

を